

静岡県告示第1051号

漁獲共済（２号漁業）における区域及び区分の設定（平成17年５月20日静岡県告示第750号）の一部を次のように改正し、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第９条第７項において準用する第７条第３項の規定により告示する。ただし、責任開始日が本告示日以前の日である共済契約については、なお従前の例によるものとする。

平成28年12月13日

静岡県知事 川 勝 平 太

平成17年５月20日静岡県告示第750号の表中

「

区 域	区 分
伊東市区域 （いとう漁業協同組合の地区（旧伊東市漁業協同組合の地区に限る））	①～② （略）
	③ いとう漁業協同組合の地区のうち、旧伊東漁業協同組合の地区で営む小型合併漁業
	④ いとう漁業協同組合の地区のうち、旧川奈漁業協同組合の地区で営む小型合併漁業のうち主としてキンメ釣を営む漁業
	⑤ いとう漁業協同組合の地区のうち、旧川奈漁業協同組合の地区で営む小型合併漁業のうち主として④以外のその他漁業
	⑥ いとう漁業協同組合の地区のうち、旧富戸漁業協同組合の地区で営む小型合併漁業
	⑦ （略）

を

」

「

区 域	区 分
伊東市区域 （いとう漁業協同組合の地区（旧伊東市漁業協同組合の地区に限る））	①～② （略）
	③ いとう漁業協同組合の地区のうち、旧伊東漁業協同組合の地区で営む小型合併漁業のうち主として立縄によりキンメ釣を営む漁業
	④ いとう漁業協同組合の地区のうち、旧伊東漁業協同組合の地区で営む小型合併漁業のうち主として③以外のその他漁業
	⑤ いとう漁業協同組合の地区のうち、旧川奈漁業協同組合及び旧富戸漁業協同組合の地区で営む小型合併漁業のうち主として立縄によりキンメ釣を営む漁業
	⑥ いとう漁業協同組合の地区のうち、旧川奈漁業協同組合及び旧富戸漁業協同組合の地区で営む小型合併漁業のうち主として⑤以外のその他漁業
	⑦ （略）

に改める。

」